



# 1月の市民無料相談

内容	日時
◆行政相談 行政機関などの業務に対する苦情、意見、要望などの相談	4日(月)・18日(月) 4日は西コミュニティセンターでも開催しています。 午後1時～3時
◆人権相談 いじめや差別、家庭内や隣近所とのめめことなどの相談	8日(金)・22日(金) 午後1時～3時
◆法律相談(定員7人) 相続、離婚、借金などの相談	27日(水) 午後1時～4時 ※20日(水)午前9時から予約開始
◆司法書士相談(定員4人) 登記、相続、借金などの相談	21日(水) 午後1時～4時 ※14日(水)午前9時から予約開始
◆不動産相談(定員4人) 不動産の売買・賃貸借などの相談	14日(水) 午後1時～3時 ※7日(水)までに要予約
◆くらしとお金の相談 多重債務、生活資金などの相談	13日(水) 午前10時～午後4時 ※前日までに要予約
◆法テラス青森(定員6人) 借金・離婚・労働問題などの相談(法律相談) ※資力基準に該当する人	12日(火)・26日(火) 午後1時～4時 ※予約先 ☎ 050-3383-5552
◆消費生活相談 悪質商法、架空請求、製品事故などの消費生活の相談	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分 ※相談前に要予約
◆交通事故相談 交通事故による損害賠償、示談などの相談	19日(火) (予約があった場合に開催) ※予約先 県庁 ☎ 017-734-9235

ところ まちづくり支援課(本館1階☒番窓口) 市民相談室  
※予約は電話でも受け付けています。

☎ 申問まちづくり支援課 ☎ 6777

内容	日時
◆出張年金相談 年金の無料相談	28日(水) 午前10時～午後3時 ※要予約(予約があった場合に開催) ※予約先 八戸年金事務所 ☎ 0178-44-1742

ところ 市役所本館2階会議室2

☎ 八戸年金事務所 ☎ 0178(4)1742 市民課 ☎ 6753

## 市税等の納付・相談のために窓口開設時間を延長します

とき 毎週月・金曜日(祝日を除く)  
午後5時15分～6時

ところ 収納課(本館1階☒番窓口)

☎ 申問収納課 ☎ 6761

## 市税等の口座振替をご利用ください

指定する市内の金融機関の口座から振替納付ができます(年金天引きの市・県民税、国民健康保険税を除く)。

▶申請場所 収納課、市内金融機関

▶持参する物 納税通知書、通帳・届け出印

☎ 申問収納課 ☎ 6762

## 2月1日(月)が納期限(口座振替日)です

市税等は納期限内に納めましょう

市・県民税第4期/国民健康保険税第7期  
介護保険料第7期/後期高齢者医療保険料第7期

# その他の催し

<>…開始時間

7(木)	▶おしゃべりサロン「クローバー」<⑩10:00・⑫13:30> ～保健センター(☎健康増進課 ☎ 6791)
8(金)	▶精神障害者家族会「とわだ家族会」<10:00>～保健センター(☎健康増進課 ☎ 6791)
9(土)	▶こころのふれあいサロン・おあしす<10:00>～市民交流プラザ「トワーレ」(☎健康増進課 ☎ 6791) ▶話しのサロン・こころの広場ルピナス<10:00>～市民交流プラザ「トワーレ」(☎健康増進課 ☎ 6791)(23日も開催) ▶語りの会・こま草「おはなしのゆうびん屋さん」<10:30>～市民図書館(☎市民図書館 ☎ 7808)
16(土)	▶わっこの会「読み聞かせ」<10:30>～市民図書館(☎市民図書館 ☎ 7808)(30日も開催)

## 手話を覚えよう(第5回)

市民の皆さんに手話が身近な言語となるよう、手話単語を紹介します。

「ありがとうございます」  
今月の手話単語は



① 左手の甲に右手を垂直に当て、右手を垂直に上げます。

市では、令和元年12月に「十和田市手話言語条例」を制定しました。

## 休日当番医

☎ 健康増進課 ☎ 6790

1日(金)	とわだ耳鼻いんこう科医院(西十一番町22-11)	☎ 253341
2日(土)	十和田第一病院(東三番町10-70)	☎ 25511
3日(日)	えとクリニック(東一番町2-23)	☎ 252525
10日(日)	泉山内科(相坂字小林140-1)	☎ 251881
11日(月)	小嶋外科胃腸科医院(西三番町15-41)	☎ 232666
17日(日)	育成会内科小児科(西三番町1-20)	☎ 215558
24日(日)	泉山内科(相坂字小林140-1)	☎ 251881
31日(日)	かわむらクリニック(西二十二番町4-16)	☎ 201505

▶診療時間:午前9時～午後5時 ※詳しくはお問い合わせください。

## 「広報とわだ」に関するご意見へ回答します

広報とわだの開きが「左開き」に変わったことに対するご意見がありましたので回答します。

広報とわだに対して「縦書き、横書きが混在して、読みにくい」との意見があったことや、教科書などの出版物の多くが横書き、図や表が横書きであることなどから、令和2年8月号から原則横書きで構成しています。

横書きは「左から右へ」と読み進めていくため、右から左へとページを繰る「左開き」が自然な形で読み進めていくことができます。

このことから開きを「左開き」へと変更しました。

引き続き、市民の皆さんからの「広報とわだ」に関するご意見をお待ちしています。